

令和5年4月10日

保護者様

紀の川市教育委員会

教育長 貴志 康弘

紀の川市立東貴志小学校

校長 三浦 正嗣

警報等が発令された場合の措置について

このことについて、児童生徒の安全を第一に考え、警報発令時において、下記のとおり取り扱っております。本年度もご理解の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. **午前7時現在**、紀の川市に、**暴風**・**大雨**・**洪水**・**大雪**のいずれかの**警報**が発令されている場合、学校は臨時休業とします。

※児童生徒が学校にいる時に上記の警報が発令された場合は、それぞれの学校で状況を判断し、措置をします。

2. **その他の警報**や注意報が発令された場合は、平常どおり授業を行います。安全に登校させてください。
3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒及び注意）が発令された場合は、児童生徒は後発地震に十分に警戒しつつ、安全を確保の上、登校させてください。

※紀の川市は津波警戒区域外のため、臨時休業とはなりません。

☆ その他災害が起こった場合は、ご家庭で安全を確認した上で、登校の判断をお願いいたします。